

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 道路の指定【都市戦略局指導部建築審査課】2
 - 北九州市農業振興地域整備計画の変更【産業経済局農林水産部農林課】3
 - 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【総務市民局市民部区政推進課】4
- ◇ 公営競技局
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【公営競技局ポートルース事業課】6

北九州市公告第 374 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 21 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 8 年 5 月 21 日 第 755601 号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市小倉南区湯川新町一丁目 392 番 19、392 番 20 及び 392 番 21	22.71	5.00

北九州市公告第 3 7 5 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、北九州市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、変更後の農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 2 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧期間

令和 8 年 5 月 2 2 日から同年 6 月 2 0 日まで（日曜日及び土曜日を除く、毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで）。

2 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧場所

北九州市小倉北区域 1 番 1 号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

3 意見書の提出について

本市に住所を有する者は、上記縦覧期間満了の日までに、変更後の農業振興地域整備計画案について、本市に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書は、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。

4 異議の申出について

農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、変更後の農用地利用計画案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に本市にこれを申し出ることができる。

北九州市公告第 376 号

一般競争入札により、機器等の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 21 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

(1) 業務の名称

統合端末等の借入れ及び保守業務（小倉マイナンバーカード特設コーナー増設用）

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 北九州市の指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市総務市民局市民部区政推進課

イ 期間 この公告の日から令和 8 年 6 月 11 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 入札説明会を行わず、令和8年5月28日午後4時30分まで、前号アの場所又は電子メールにて、入札関係資料を無償で交付する。
- (3) 入札参加申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和8年5月28日午後5時までに入札参加申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。
- (4) 調達予定機器届出書の提出 前号の入札参加申出書を提出したものは、令和8年6月2日午後5時までに調達予定機器届出書を、所定のメールアドレスへ電子メールにて提出しなければならない。
- (5) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室
 - イ 日時 令和8年6月11日午後10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用 全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る事務を担当する主管課の名称及び所在地等
北九州市総務市民局市民部区政推進課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2107

北九州市公営競技局告示第2号

地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により、モーターボート競走施行に伴う場間場外発売の精算業務に係る支出事務及び総合払戻に関する支出事務について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月21日

北九州市公営競技局長 宮 金 満

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会	東京都港区六本木五丁目16番7号	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで